

## 自己評価報告書

平成23年5月11日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20530034

研究課題名(和文)

東アジアにおける市場開放と市場経済化にともなう法的諸問題の研究

研究課題名(英文)

Legal issues related to the market opening and market economy reforms in East Asia

研究代表者

川島 富士雄 (KAWASHIMA FUJIO)

名古屋大学・国際開発研究科・准教授

研究者番号：80234061

研究分野：国際経済法・経済法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：中国、独占禁止法、国際経済法、WTO、東アジア、市場経済化、市場開放、

## 1. 研究計画の概要

本研究は、世界貿易機関(WTO)に加盟した東アジア諸国、特に中国、カンボジア及びベトナムにおけるWTO上の義務・約束の履行状況(市場開放)と市場経済化・競争促進に向けた国内法整備状況(市場経済化)の双方を同時並行的に検討し、両者の相克・連動といった相互作用を明らかにすることで、グローバル経済時代における「市場」をめぐる国内法及び国際法的諸問題の相互関係を解明することを目的とする。具体的には、第1に、中国、カンボジア及びベトナムにおける市場開放を中心としたWTO義務履行のための法整備状況、第2に、三か国のWTO紛争解決手続参加状況の把握、第3に、第1・第2を土台とした各国の国際法遵守姿勢と国内実施方法の把握、第4に、各国における競争法の制定・運用状況と背景の把握、第5に、市場開放と競争法関連状況の相互作用の有無とその内容の解明、を行う。

## 2. 研究の進捗状況

## (1) 市場開放・WTO紛争関連の研究

カンボジアに関しては、国内立法が当初計画より遅れる傾向にあり、WTO活動への参加も低調であり、実質的な研究対象とすることが難しい状況にある。結果的に、この3年間の研究は、主に2006年以降活発となった中国のWTO紛争をめぐるものに集中し、同時に一部ベトナムによる国内法整備に関する研究も実施する形となった。まず、2008年9月、中国・天津の南開大学にて、「日本が直面してきた貿易摩擦とその解決方法—歴史的変遷と中国への示唆—」と題する講演を行い、中国研究者と意見交換を行った。次に、2009年2月のジュネーブ調査により、東アジア諸

国の新規WTO加盟国(中国、台湾、ベトナム)のジュネーブ代表部、WTO事務局ルール部、開発部、加盟部及び上級委員会事務局等を訪問し、これらの国のWTOドーハラウンド交渉及び紛争解決手続への参加状況、なかでも中国が代表部に先進国を越える程の人員を配置し、極めて積極的にWTO活動に参画しつつあること、ベトナムが代表部に人員を途上国としては配置し、積極的にWTO活動への参加を進めつつあることを把握することができた。さらに、ベトナムの大学研究者らとの共同研究(2009年8月、ホーチミン市法科大学での国際シンポジウム参加)により、同国におけるWTO補助金協定義務の履行状況に関する研究を進める機会を得た。以上のうち、中国WTO紛争関連研究の成果として、3. 雑誌論文①、④及び⑤、学会発表②並びに図書①等がある。

## (2) 市場経済化関連の研究

上記1で掲げた三ヶ国のうち、カンボジアは競争法未制定、ベトナムは競争法を制定済みであるが、その運用は従来必ずしも活発でない。そのため、市場経済化に関する研究も、中国独占禁止法(以下「中国独禁法」)に関する研究に集中した。文献及びネット上の資料の収集調査に加え、2008年9月、中国北京を訪問調査し、最高人民法院にて「日本独占禁止法の民事執行の概要」と題する報告等を行ったほか、商務部、国家工商行政管理総局、社会科学院、中国人民大学、対外経済貿易大学等の担当官・専門家に対し聞き取り調査を行った。2009年3月、再び中国北京を訪問し、中国人民大学にて、「日本独禁法の民事執行の概要と最近の動向および中国への示唆」と題する講演を行い、中国独禁法研究者及び最

高人民法院裁判官と意見交換を行った。また、国家発展改革委員会の独禁法担当部署責任者に対し聞き取り調査を実施した。また、2010年3月、中国・北京を再訪し、国家発展改革委員会、中国政法大学、對外經濟貿易大学等の担当官及び専門家に対し聞き取り調査を行った。さらに2011年3月、中国・北京を再訪し、商務部、国家工商行政管理総局、最高人民法院、中国政法大学、現地法律事務所等の担当官・専門家に対し中国独禁法の運用動向に関する聞き取り調査を行った。この結果、独占禁止法の執行状況、同法の実施規定及び独禁民事訴訟に関する司法解釈の起草状況について把握ができた。以上の研究の成果として、3. 雑誌論文②及び③、ならびに学会発表①、③及び④がある。

### 3. 現在までの達成度

①二か国のうち中国に関する研究は、当初の計画以上に進展している。

(理由) 独占禁止法の運用動向の研究を通じ中国の市場経済化の程度、WTO 約束履行状況、及びそれらの過程で生じている問題の詳細が把握でき、「政府と市場」という観点から研究が進展しつつある。

②他の二か国についての研究は、当初の計画通りに進展していない。

(理由) 二か国については、紛争解決を含むWTO 関連活動が、この3年間、余り活発でなく研究素材に乏しいため。

③中国と他の二か国との比較、市場開放と市場経済化の相互作用については、当初の計画通り進展していない。

(理由) 中国においては、市場開放と市場経済化の相互作用は2006年以降、特に顕著となっている。他方、比較対象であった他の二か国の状況が把握できず、比較分析が十分に進んでいない。

### 4. 今後の研究の推進方策

(1) 中国独占禁止法、中国 WTO 約束履行状況及び同紛争事例の研究を続ける。2011年度にはそれぞれ書籍及び複数の論文を公表する予定である。

(2) 活発化の兆候を見せているベトナム競争法やWTO 対応についても中国との比較研究を進める。

### 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

①川島富士雄「中国—出版物等の貿易権及び流通サービスに関する措置 (WT/DS363/R, WT/DS363/AB/R)—非 GATT 規定違反の GATT20 条正当化の可否を中心に—」RIETI Policy

Discussion Paper Series, 11-P-013, pp.1-38 (2011) 査読有

②川島富士雄「中国による鉱物資源の輸出制限と日本の対応」ジュリスト 1418 号 37-43 頁 (2011) 査読無

③川島富士雄「中国独占禁止法～執行体制・実施規定・具体的事例～(上)(中)(下)」国際商事法務 37 卷 3 号 359-368 頁、同 6 号 790-795 頁及び同 7 号 947-955 頁 (2009) 査読無

④川島富士雄「中国独占禁止法の執行体制と施行後の動向」公正取引 700 号 8-15 頁 (2009) 査読無

⑤川島富士雄「中国の自動車部品の輸入に関する措置」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 XIX』、経済産業省、203-225 頁 (2009) 査読有

[学会発表] (計4件)

①川島富士雄「中国を取り巻く貿易紛争の法的分析—『為替操作』と鉱物資源輸出制限の WTO 適合性—」アジア国際法学会日本協会国際法研究者・実務家勉強会 (2010年10月22日)

②川島富士雄「中国独占禁止法施行後1年半の運用—企業結合規制事例を中心に—」関西経済法研究会 (2010年2月6日)

③Fujio Kawashima, “Subsidies Granted by China and Application of Countervailing Duties: Lessons for Vietnam” International Conference: Investment Incentives and WTO Subsidy Disputes: Experience of Japan and the United States of America (August 8, 2009)

④川島富士雄「日本独禁法の民事執行の概要と最近の動向および中国への示唆」中国人民大学法学院第2回反壟断法実施研討会 (2009年3月9日)

⑤川島富士雄「中国独占禁止法の執行体制と施行状況」公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー (2008年10月10日)

[図書] (計2件)

①川島富士雄ほか9名執筆 大矢根聡編『東アジアの国際関係—多国間主義の地平』有信堂高文社 (2009) 47-71 頁 (「貿易分野における中国の多国間主義—『協力と自主』の現れとしての WTO 対応」)

[その他]

本研究の成果の適時の社会還元 (研究代表者の下記の個人ブログ)

<http://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/>